

外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について
—「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」報告書—

平成 26 年 11 月 27 日

日 本 証 券 業 協 会

投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ

目次

○まえがき	1
1. 制度概要	1
2. 基本的な考え方	1
3. 外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供に係る対応方法について ..	2
3－1. 約款又はこれに類する書類の改正	2
3－2. 運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供方法	2
3－3. 運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供の提供者	3
3－4. 交付運用報告書における記載	3
3－5. 管理会社と代行協会員等の契約	4
3－6. 受益者からの交付の請求先	4
4. 私募外国投信の取扱い	4
別 紙	5

○まえがき

投資信託の目論見書については、平成 16 年改正において、投資者にとって利用しやすいものとするため、交付目論見書と請求目論見書を分けて交付する制度が導入された。また、平成 22 年改正において、投資者にとってより利用しやすく、分かりやすいものとする観点から、交付目論見書の記載内容を投資情報として極めて重要であると考えられるものに限定する等の改正が行われた。

一方、運用報告書については、目論見書に係る法令改正後も従来のまま、多数のページのものが交付されており、記載内容も変更されていなかった。

そこで、金融庁「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において運用報告書の制度改正について議論が行われ、当該議論等を経て、平成 25 年 6 月に運用報告書についても投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）が改正されるとともに、平成 26 年 7 月に同改正に係る政令・内閣府令等が改正された。

改正投信法に基づく運用報告書の対応については、国内の投信信託に関しては、投資信託協会が中心となって準備が進められたが、外国籍の投資信託（以下「外国投信」という。）に関しては、代行協会員又は販売会社（以下「代行協会員等」という。）が一定の役割を担うことが期待されている。

そこで、今般、本協会の「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」では、外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について、以下のとおり取りまとめた。

1. 制度概要

- (1) 投信法第 14 条第 1 項の運用報告書（全体版）について、約款又はこれに類する書類において電磁的交付により提供する旨を定めている場合には電磁的方法により提供することができ、電磁的方法により提供することによって運用報告書（全体版）を交付したものとみなされる（投信法第 14 条第 1 項、第 2 項、第 59 条）。

電磁的交付による提供が認められる者は、「提供者（外国投信の管理会社）」及び「提供者との契約により提供等を行う者」（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）第 11 条第 1 項第 1 号イ参照）である。

- (2) 運用報告書（全体版）について電磁的方法により提供する場合であっても、受益者から請求があったときは、書面で運用報告書（全体版）を交付しなければならない（投信法第 14 条第 3 項）。

2. 基本的な考え方

運用報告書（全体版）については、書面で交付することも法令上は認められている。

もっとも、運用報告書（全体版）を書面交付する場合、運用報告書（全体版）と交付運用報告書（投信法第 14 条第 4 項の書面をいう。以下同じ。）の 2 つの書類が同時期に顧客に交付されることとなり、顧客の混乱を招くおそれがある。また、平成 24 年 12 月 7 日付け金融庁「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告」（以下「金融庁投信WG最終報告」という。）において、運用報告書（全体版）は電子的方法による提供を原則とする旨記載されており、運用報告書（全体版）については、電磁的方法により提供することが法の趣旨に適うものと考えられる。

以上から、外国投信の運用報告書（全体版）については、電磁的方法により提供する方向で検討することが適当であると考ええる。

なお、やむを得ない事情により、外国投信の運用報告書（全体版）を書面により交付することはあり得ると考える。

3. 外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供に係る対応方法について

3-1. 約款又はこれに類する書類の改正

電磁的方法により運用報告書（全体版）を提供するためには、外国投信の約款又はこれに類する書類（以下「約款等」という。）において、運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供する旨を定める必要がある。

3-2. 運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供方法

運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供するためには、顧客の個別の承諾等が必要とされておらず、約款等において電磁的方法により提供する旨を定めることにより全受益者に電磁的方法により提供されることとなる。

運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供については、投信法施行規則第 25 条の 2 第 1 項において、次の 5 つの方法が定められている。

- ① 受益者に電子メール等を送信し、顧客ファイルに記録する方法（同項第 1 号イ）
- ② ホームページから受益者がダウンロードし、顧客ファイルに記録する方法（同項第 1 号ロ）
- ③ ホームページに設けられた顧客ファイルに記録し、受益者の閲覧に供する方法（同項第 1 号ハ）
- ④ ホームページで受益者の閲覧に供する方法（同項第 1 号ニ）
- ⑤ CD-ROM 等を交付する方法（同項第 2 号）

この点、運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供については、受益者の個別の承諾等なくして全受益者に電磁的方法により提供されることを考慮すると、受益者がアクセスしやすい方法である、「④ ホームページで受益者の閲覧に供する方法」とす

ることが合理的であると考え¹。

なお、金融庁投信WG最終報告においても、国内投信を意識した記載と推察されるが、運用会社のホームページでの掲載など投資家にとってアクセスしやすい電子的方法による提供を原則とする旨記載されている。

3-3. 運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供の提供者

外国投信の運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供する場合、法令上の提供義務は当該外国投信の管理会社が負うこととなるが、上記1.（1）のとおり、管理会社以外の者であっても管理会社と契約を締結した者であれば電磁的方法により提供することが認められている。

上記3-2のとおり、運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供については受益者にとってアクセスしやすい方法とする必要があるが、海外にある管理会社のホームページは受益者のアクセスのしやすさという点で問題がある。そこで、外国投信の代行協会等ホームページに掲載することが合理的であると考えられるが、外国投信の管理会社との関係の深さや販売会社が複数あり得ることを勘案すると、代行協会のホームページに運用報告書（全体版）を掲載することを原則とし、これが困難な場合には販売会社のホームページに掲載することが考えられる。なお、代行協会のホームページに運用報告書（全体版）を掲載する場合、あわせて販売会社のホームページにおいて、代行協会のホームページにおける外国投資信託の運用報告書（全体版）を掲載するページ（画面）のURLを記載することも考えられる。

3-4. 交付運用報告書における記載

運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供する場合、運用報告書（全体版）を電磁的交付により提供する旨及び運用報告書（全体版）を閲覧するために必要な情報を交付運用報告書に記載する必要がある（投資信託財産の計算に関する規則（以下「計算規則」という。）第63条第3項第14号）。

この点、代行協会等ホームページに運用報告書（全体版）を掲載する場合の交付運用報告書における記載としては、別紙「運用報告書（全体版）の電磁的交付による提供に係る交付運用報告書における記載等について」のような記載方法が考えられる。

¹ 当該電磁的方法による提供については、①閲覧に供した日以後5年間（記載事項について苦情申出があったときを除く。②において同じ。）、閲覧ファイルに記録された記載事項を消去し、又は改変することできないものであること、②閲覧に供した日以後5年間、交付の請求があった場合に書面等により直ちに交付するものであること、のいずれかに該当する必要がある（なお、正確な要件は、投信法施行規則第25条の2第2項第3号、第4号を参照）。

3－5. 管理会社と代行協会員等の契約

上記1. (1) のとおり、運用報告書（全体版）の提供方法として代行協会員等のホームページに掲載する場合には、当該代行協会員等と管理会社との間で契約を締結する必要がある。

3－6. 受益者からの交付の請求先

- (1) 上記1. (2) のとおり、運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供する場合であっても、受益者から請求があった場合には、書面で運用報告書（全体版）を交付しなければならない。この場合、法令上の交付義務は当該外国投信の管理会社が負うこととなるが、受益者が海外の管理会社に請求することは現実的ではない。また、請求した者が当該外国投信の受益者であるか否かについて、代行協会員は自社の販売分以外は判断できない。よって、受益者からの請求先については、販売会社とすることが適当であると考える。
- (2) 運用報告書（全体版）が受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報は、交付運用報告書に記載する必要がある（計算規則第63条第3項第15号）。

4. 私募外国投信の取扱い

上記2. ～3. は、公募外国投信を念頭に置いて記載している。よって、私募外国投信について必ずしも妥当するものではない。

以 上

運用報告書（全体版）の電磁的交付による提供に係る
交付運用報告書における記載等について

1. 運用報告書（全体版）のホームページ掲載場所

（1）代行協会等（代行協会又は販売会社をいう。以下同じ。）のホームページ構成

代行協会等（代行協会又は販売会社をいう。以下同じ。）の多くのホームページにおいては、投資信託に関する情報の掲載場所へは、次のような遷移で到達する。

	ページ（画面）	遷移の方法
1	トップページ	トップページにある「商品」関連ページへのバナー又はタブをクリックする。 「商品」のほかには、「マーケット」、「サービス」、「トピックス（お知らせ）」、「会社情報」、「採用情報」等へのバナー又はタブが設けられている。
2	商品関連ページ	商品関連ページにある「投資信託」情報ページへのバナー又はタブをクリックする。 「投資信託」のほかには、「株式」、「債券」、「REIT」情報等のへのバナー又はタブが設けられている。
3	投資信託情報ページ	「新商品情報」、「ランキング情報」、「取扱いファンド一覧」、「ファンド検索」、「セミナー案内」等のバナー又はタブが設けられている。
4	個別ファンドページ	投資信託情報ページの「取扱いファンド一覧」又は「ファンド検索」をクリックした後、個別ファンドを選択又は検索すると、個別ファンドページに遷移する。個別ファンドページには、当該個別ファンドの基準価額、運用状況、目論見書、月次レポート、商品説明資料等が掲載されている。

（2）外国投資信託の運用報告書（全体版）の掲載場所

代行協会等（代行協会又は販売会社をいう。以下同じ。）のホームページにおける外国投資信託の運用報告書（全体版）を掲載するページ（画面）としては、次の2つが考えられる。

【ケース1】

上記（1）の投資信託情報ページに、「新商品情報」、「ランキング情報」、「取扱いファンド一覧」等と併せて「運用報告書（全体版）」というバナー又はタブを設け、当該バナー又はタブで選択したページに運用報告書（全体版）が掲載される。

【ケース２】

上記（１）の個別ファンドページに基準価額、運用状況、目論見書、月次レポート等と併せて運用報告書（全体版）が掲載される。

２． 交付運用報告書への記載

交付運用報告書における運用報告書（全体版）の電磁的交付による提供についての記載としては、次のような記載内容が考えられる。

ケース１の場合

「運用報告書（全体版）は、〇〇会社のウェブサイト（トップページのURLを記載）の投資信託情報ページにて電磁的方法により提供しております。」

ケース２の場合

「運用報告書（全体版）は電磁的方法により提供しております。〇〇会社のウェブサイト（トップページのURLを記載）の投資信託情報ページの「取扱いファンド一覧」より本ファンドを選択してください（又は、「ファンド検索」より本ファンドを検索してください）。」

３． 留意事項

- （１）複数の代行協会員等が管理会社との契約に基づき自社のホームページに運用報告書（全体版）を掲載する場合には、契約に基づき掲載している全ての代行協会員等のウェブサイトについて、交付運用報告書において上記の記載を行う必要がある。
- （２）代行協会員等のうち１社のみが管理会社との契約に基づき自社のホームページに運用報告書（全体版）を掲載するが、他の代行協会員等が契約に基づかず任意に自社のホームページに掲載する場合には、管理会社との契約に基づき掲載している代行協会員等のウェブサイトのみについて、交付運用報告書において上記の記載を行う必要がある。

以 上